入札監理小委員会 第600回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第600回入札監理小委員会議事次第

日 時:令和2年10月2日(金)14:32~16:15

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1. 開会
- 2. 実施要項(案)の審議
 - ○電子海図システム管理装置ほか一式借入保守(海上保安庁)
 - ○現場技術業務(農林水産省)
- 3. 契約変更の報告
 - ○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所電子計算機システム一式
- 4. 閉会

<出席者>

(委 員)

井熊主査、関野副主査、宮崎専門委員、大山専門委員、小尾専門委員、加藤専門委員

(海上保安庁)

海洋情報部 情報利用推進課 村上主任海洋情報編集官 海洋情報部 技術・国際課 海洋情報技術調整室 山谷主任海洋情報技術官 田中海洋情報技術官

(農林水産省)

農村振興局 整備部 設計課 施工企画調整室 志村室長 濱井事業調整管理官

(国土交通省)

北海道開発局 農業水産部 農業設計課 阪元課長補佐

(事務局)

小原参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第600回入札監理小委員会を開催します。

初めに、電子海図システム管理装置ほか一式借入保守の実施要項(案)について、海上保安庁海洋情報部情報利用推進課、村上主任海洋情報編集官より御説明をお願いしたいと思います。

○村上主任海洋情報編集官 それでは、私、村上のほうから御説明をさせていただきます。 まず初めに、お手元の資料A-3を用いて事業概要を簡単に御説明させていただきます。 海上保安庁は、皆様御承知のとおり、航海の安全の確保のため、国際基準に基づき海図 等を作製し、刊行しておりますが、これらの刊行物を作製、維持、管理するためのシステムといたしまして電子海図システムを導入しております。既存システムは平成26年から 28年度の3か年に渡りまして整備しておりますが、このシステムが令和4年2月末をも ちまして契約終了を迎えるため、新たな電子海図システムに更新するものでございます。

今回の更新では、競争性を向上させるために、関連機器一式を一括更新とすることとしております。また、新たに海図情報データベースと呼ばれておりますデータベースの導入や、水路通報の作製機能などを新たに追加しているものでございます。

これらの追加機能は様々な製品や新たな国際基準に適切に対応することが今後必要となる中、限られた人員による海図作製業務を継続して適切に実施していくためにも、業務の 効率化という点が非常に重要になっていることから、導入するものでございます。

今回のシステムの全体像でございますが、データベースサーバー式と各作製端末25式 等によりますサーバクライアント型のシステムとなってございまして、システム全体とい たしましては、今までよりも端末数を大幅に減少させております。さらに、プロッタです とか、スキャナなどの周辺機器におきましても統廃合を進める等のハード面からの合理化 を進めるとともに、機能的にも今現在のシステムで作製しております計画図というものや、 航空図というようなものもございますが、そのようなものは新しいシステムでは作製しな いというような業務の見直しも行いまして、コスト削減に努めているものでございます。

また、現行システム図の中に一括更新対象外となる装置が記載されておりますが、これらは一般的なコンピュータシステムとは異なる特殊な装置でございますので、一括更新に含めますと対応可能な業者が限られてしまうというようなことから、競争性の観点に問題があると判断したため、今回一括更新には含めていないものでございます。

なお、デジタル原版管理・試刷装置につきましては、後ほど改めて御説明をさせていた だきたいと考えております。 それでは、続きまして、お手元の資料A-2の実施要項(案)について御説明させていただきたいと思います。

まず初めに、80分の3ページ目のところに、確保されるべき質に関する事項というと ころがございますので、こちらについてご説明させていただきます。

先ほども御説明いたしましたとおり、海上保安庁は航海の安全確保のために国際基準に基づき海図等を作製して刊行しておりますが、これらの刊行物を作製、維持、管理するために電子海図システムを導入しております。このシステムが来年度契約終了を迎えるということで、この機会に新たな電子海図システムに一括更新をし、新しいシステムでは借入期間を令和4年3月1日から令和8年3月31日までとしているものでございます。

今回の本業務の特色といたしましては、次の3点がございます。まず、海図情報データベースと呼ばれます新しいデータベースを本調達とは別に契約をして構築することといたしております。このデータベースは新しいシステムを導入するに当たって必ず必要になるものでございまして、現在世界各国で利用されている海図作製ソフトは全てこのようなデータベースを中心にして、全てのデータを格納し、その情報を利用して海図等を作っているというものでございます。今回導入を予定しているソフトのいずれもこのようなデータベースの構築が必要になっているというものでございます。

世界の主流のソフトウエアがなぜこのような海図情報データベースを必要としているかというところでございますが、例えば、私どもが今現在使っているシステムというものは非常に基本設計が古いものなんですけれども、こちらは海図ですとか電子海図を作るという、各製品を作ることに特化したものとなっています。そのため、各製品ごとにデータがファイルに格納されて、1つの製品が1つのファイルになっている、ひもづけられているというようなデータ管理をしているものでございますので、各製品間、言うなれば、ファイル間の情報共有というものが全くなされていないというようなものでございます。そのため、内容を変更したりですとか、更新する際には、それぞれのファイルを1つずつ修正する必要があるという、非常に効率の悪いものになっております。さらに情報をほかのものに使おうといたしましても、そのようなことが全くできないというようなシステムでございます。

しかしながら、現在は業務の効率化が非常に求められている時代でございまして、さらに、情報はいろいろな製品や、様々な分野に活用するというのが時代に流れでございます。 さらに、新しい国際基準に適合した製品というのも当然我々は作製をしていかなければな らないというようなところがございますので、情報を一元的に管理し、様々な製品にそのような情報を活用できるシステムというものが世界中で求められていることから、海図情報データベースと呼ばれているようなデータベースを中心とした海図作製システムというのが今現在世界の主流になっているというのが背景としてございます。

今回の調達によって、ようやく私どものシステムも世界的にスタンダードなシステムに変更することで、業務の効率化が図られるだけでなく、情報のさらなる活用ですとか、新 しい国際基準にも適切に対応できるものと考えております。

しかしながら、このようなデータベースの構築には大きな費用が必要となっておりまして、今回は特に、先ほど申し上げたとおり、今現在我々のシステムというのが、全てのデータが各ファイルごとに分割されて入っている状況がございますので、そのような情報を、データベースを構築する際には、それぞれのファイルの中から必要な情報を種別ごとに抜き出して、その内容をデータベースに入れるために変換をかけたりですとか、他のファイル情報と結合したりといった処理を行った後にデータベースに格納しなければならないという、非常に手間がかかる作業となっております。そのため、今回のデータベース構築には大きな費用が必要になっているというところでございます。

しかしながら、今回このデータベースを一度構築してしまえば、世界の主流のソフトウエアというのは基本的にこのようなデータベースを使うシステムになっておりますので、次回以降の更新時におけるこのデータベースの移行作業というものは、世間一般のデータベースの移行、データベースの内容を出力して新しいデータベースに格納するというような形で行えると考えておりますので、大きな費用は次回以降は不要ではないかと考えているところでございます。

さらに、最近の海図作製ソフトウエアは基本的にこのようなデータベースを用いておりますので、データベースの内容につきましても、基本的には各社国際基準に則り、オブジェクトですとか、属性と言われているものでデータを構成しているというところがございますので、次回の更新時においてはこの海図情報データベースの存在というものがソフトウエアを縛るですとか、更新時に困る、コストが非常にかかるというようなことはないのではないかと考えているところでございます。

逆に考えますと、世界スタンダードなものを今回調達するということをしておけば、今 後他のソフトウエアメーカーの参入ということも含めて、新たな参入業者が現れるという ことも期待しているというところでございます。 また、今回この海図情報データベースの構築を別調達といたしました背景は、応札の可能性がある業者各社から構築作業について見積もりをいただいたわけですけれども、非常に業者によって価格差が大きかったということがございます。構築作業につきましては一時的な経費というふうな考え方で捉えておりまして、この部分を含めての応札になりますと、金額差が大きなところで、ほかの主要なシステムの借料ですとか、保守料といったところの主たるところで企業努力をしても、この構築作業が足かせとなって、その価格差が結果としてうまく反映できないんじゃないかというようなことも考えまして、今回このデータベース構築は別建てというようなことで外に出しているものでございます。

また、今回この大きな価格差が生まれた要因でございますけれども、当然のごとく、既存システム納入業者におかれましては、我々が持っているデータの中身はよく知っているというような点もございます。新しく参入してくる業者に対して、その点だけで見ても非常に有利な部分でございますが、さらに今予定している海外メーカーですと、技術者が海外にいるということで、当然コミュニケーションは英語で取らなければならないということもございまして、打ち合わせですとか、情報交換を行うに当たっては、時差の問題ですとか、このようなテレビ会議を使うにしても、やはり時間的に限られた時間でしか打ち合わせができない。さらに、打ち合わせをするに当たっては、通訳を介したりですとか、各資料の翻訳作業も発生してしまうということも価格差が生まれている要因かなというふうに考えているところです。

また、今現在新型コロナウイルスの関係から、海外からの渡航者、日本は受け入れ始まっておりますけれども、入ってきても2週間の隔離ですとか、海外の方がまた母国に帰られた後の隔離というような点もコスト差に大きく表れている要因の1つではないかなと考えているところでございます。

次に、該当システムに、今回のシステムに接続を予定しておりますデジタル原版管理・ 試刷装置を別途調達とした理由でございますが、この装置は、電子海図システムの中で紙 海図を作っておりますけれども、この紙海図を印刷するための刷版と言われている版があ るんですけれども、それを作るためのデータを生成する装置でございます。これは一般的 なコンピュータシステムとは異なりまして、印刷業界で使われているような装置でござい ます。このため、この装置を納入できる業者というのは当然限られてくるということがあ りますので、この装置を一括調達に含めてしまいますと、それが足かせとなって競争性の 確保が困難になるのではないかということが考えられましたので、今回はこの装置を別途 調達という形とさせていただいております。

しかしながら、この装置とデジタルシステムとの連携というものは非常に重要であることから、本業務の特色といたしまして、こちらの装置との連携等について明記をしたというところでございます。

なお、参入予定業者の皆様方には、その旨は既に説明をし、御理解をいただいていると ころでございます。

続きまして、今後は大きくちょっと変更があるところのみを簡単にかいつまんで御説明を差し上げたいと思うんですけれども、3ページ目の下の部分から4ページ目にかけまして、移行内容を記述しております。ここの中に、先ほど申し上げました別途調達いたします海図情報データベースを用いての移行作業についても明確に記述をさせていただいております。

それ以外の部分でございますが、大きく変更になっている部分は、6ページ目、80分の6ページの中程、⑥のバージョンアップの項目におきまして、こちらは各業者からの意見を踏まえまして、作製ソフトウエアのバージョンアップの対象となる国際基準を明確化してほしいという御意見がありましたので、それを踏まえて明確化を行っております。

また、80分の9ページの中程の(9)におきましては、お手元の資料A-5の実施要項における競争性改善上のチェックポイントの中の、4番、入札参加資格についての中に、⑩の従事者の資格というような項目がございまして、こちらの部分のポイントを考慮いたしまして、今回から配置することが望ましいと、以前までは必要事項として記載しておりましたが、今回は望ましいとの記述に改めさせていただいております。

さらに80分の10ページの6ポツの部分では、実施者の決定について記述をしておりますが、基本的には今までと同じ総合評価落札方式なんですけれども、今回からデジタルガバメント推進標準ガイドラインで推奨されております加算方式という方式に変更をさせていただいております。

また、80分の13ページの下のほうの(3)のウのところで、契約不適合責任という 言葉を今回書かせていただいておりますが、こちらは民法改正によって瑕疵担保責任とい う言葉から変更がなされておりますので、それを受けて変更しているものでございます。

大きな変更点につきましては以上でございます。別添3のところに私どもの細かな調達 仕様書(案)を添付させていただいておりますが、システムに関する重要なことにつきま しては今御説明させていただいたところが主となりますので、こちらの説明は、時間の関 係もございますので、割愛させていただければと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問、御意見 のある委員は御発言をお願いいたします。

関野先生、お願いします。

- ○関野副主査 御説明ありがとうございました。海図情報データベースの別契約の話なんですけれども、ということは、今後そのお金のかかるデータベースの構築というのは既存の業者が随契でやるということを想定されているという解釈でよろしいでしょうか。
- ○村上主任海洋情報編集官 今のところは一般競争入札にかけようと考えております。
- ○関野副主査 ただ、一般競争入札だと、現状の方がデータを持ってやれて圧倒的に有利 になるということだから今回外したということですよね。
- ○村上主任海洋情報編集官 それは海図作製ソフトに依存するところがございますので、 既存で使っているメーカー側の新しいソフトが入った場合はそのようなことになろうかと 思うんですけれども、逆に言えば、海外メーカー側がシステムを落札した場合には、今度 は海外メーカーのほうが優位性があるのではないかというふうに考えているところです。 ソフトウエアに依存しているという部分が大きいかなというふうに考えております。
- ○関野副主査 だとすると、海外と国内の企業の何か1対1みたいな感じなので、一括にしておいたほうが海外の業者も受けやすいんじゃないですか。そんなことはないんですか。 ○村上主任海洋情報編集官 そうしてしまいますと、システム全体に対するこのデータベース構築経費の割合が、国内メーカーと海外メーカーとにおいては、海外メーカーが非常に高いという観点から、不利になるというふうに考えておりまして、システムのベースとなります借料ですとか保守料でしっかりと競争していただいて、一時的な経費となるこのデータベースの構築をあえて外すことによってシステム本体側の競争力が上がるんじゃないかな、競争性が上がるんじゃないかなというふうな判断をしているところです。
- ○関野副主査 なるほど。ヒアリングをしたと書いてありますので、ヒアリングをした結果そちらが望ましいと、どちらのベンダーも言われたのなら。
- ○村上主任海洋情報編集官 ベンダーからはそれについてのクレームですとか、注文を受けているということはございません。

- ○関野副主査 そうですか。
- ○村上主任海洋情報編集官 はい。
- ○関野副主査 あと1つ、今までのもので障害の例というのは結構あるものなんですか、 このソフトのシステム障害ですね。
- ○村上主任海洋情報編集官 システム障害、例えば、実質的にはございません。あるのはパソコン、端末側が、例えば、壊れたですとか、そういうふうなものはございますが、ソフトウエアの何か障害ですとか、データベース周り、サーバ周りで障害があって困ったということはございません。
- ○関野副主査 分かりました。ありがとうございます。
- ○事務局 ほかにいかがでしょうか。大山先生、お願いします。
- ○大山専門委員 説明ありがとうございました。思いが伝わってくる説明で、よく理解はできるところがあるんですが、ちょっと1つだけ質問を、データベースを、今まではないのに、今回データベース化すると、それぞれのアプリケーションソフトウエアの中にファイルで持っていたものをデータベースに変えるという話ですが、言い方を変えると、今ある外国製のソフトウエアから見たとき、外国製のソフトウエアと今度つくるデータベースの切り口、それから、今ある国産のソフトウエア、業務用のソフトウエアとそのファイルを切り離してデータベースに口を合わせるということになりますから、そこの切り分けの仕方というふうに、幾つかの作業が、どれが採用されるにしても発生して来ると思うんですけれども、このときに、一番重要になるのは、作業量の観点から見ると、データベースの切り口をどうするんだというのが、SKLを使うのか、何を使うのか、あると思うんですけれどもね、その辺を、海上保安庁のほうが既にお考えであれば、その切り口、あるいは、作り方によっては、優位性がそれぞれの会社にとって違ってくる可能性もありますし、今ファイルで持っている業務用ソフトを作っている日本の企業はもう乗り換えてしまうというのならまた話は別なんですけれども、ちょっとその辺のところの説明を、多分苦労なさったと思うので、少し教えていただけますか。
- ○村上主任海洋情報編集官 大変申し訳ございません。肝心のところがちょっとよく聞き 取れなかったんですけれども。今はクリアに聞こえているんですけれども。
- ○大山専門委員 データベースを改めて作ると言っていますが、そのデータベースの切り 口、すなわち、アプリケーションを上位からたたくときの切り口の作り方で、もう既に既

存のデータベースを使うという考えもあるでしょうし、別のものを作るという考えもあるでしょうし、その辺のところの説明をいただけるでしょうかと。それによって、新規、外国製のソフトウエアがそのまま使えるのか、何か間に交わさなきゃいけないか、それから、今ある日本のほうの既存のものは必ずその切り口は作り直すことがあるわけですけれども、その程度というのはデータベースとの口の合わせ方で変わってくるので、データベース側をどういうふうにお考えになられているかという説明をいただくと、競争性についてのより可能性の高いアドバイスができるんじゃないかなと思うんですけれども、それはいかがなんでしょうか。

○村上主任海洋情報編集官 なるほどですね。実際のところ、データベースは各ソフトウエアに先ほど依存しているというふうに申し上げましたけれども、細かい部分では当然違ってまいります。各ソフトウエアメーカー、外国も含めまして、それぞれ、例えば、外国メーカーの例を挙げますと、外国メーカーは複数の国の水路機関と契約をしております。各水路機関、当然持っているデータというものが違いますので、そのような部分を吸収できるというようなところはソフトの機能としてもう既に持っておりますので、そういう点では問題がないというふうにメーカー側から聞いているところでございます。

○大山専門委員 ちょっと分からないですけれども、それはタグか何かやっているという ことですか。データベースソフトとして何かを導入するんではないんですか。

○村上主任海洋情報編集官 データベースソフトとしては、海外メーカーと国内メーカー、海外は、例えば、「A」という商品を推奨しておりますし、国内メーカーは「B」と言われているものになります。それぞれ内部構造のテーブルですとか、テーブルの中のそれぞれの項目につきましては当然各社によって構造が多少違っています。多少というものは、その中に入れるデータの、先ほど申し上げましたけれども、オブジェクトですとか属性、そのテーブルに入れる格納の高度化のルールというのは国際基準に基づいて入れておりますので、そういう点では各社共通なんですけれども、そのテーブルの持たせ方ですとか、それぞれのテーブル間のリンクの張り方、他のデータとの共有の仕方というのは各種ソフトの個性が出ます。そのような観点につきましては我々ちょっと手が出せないところなんですけれども、そこに入れるべきデータをしっかり用意するという点においては我々の責任もあるのかな、今回のデータベース構築の主たるところではないかな、というふうに考えているところでございます。

○大山専門委員 分かりました。ありがとうございます。ということは、データベースの

中身のつくり方は一定程度の任意性があるということですね、それぞれのところに。

- ○村上主任海洋情報編集官 そういうことでございます。
- ○大山専門委員 であればなおのことですが、この次のことを、今回調達して、またその 後競争性を高めるようなことも考えると、その切り口のところに問題が発生しないように、 仕様を含めてデータのやり取りを、しっかりそこは海上保安庁のほうで押さえ込まれるこ とが一番重要かなと思います。
- ○村上主任海洋情報編集官 ありがとうございます。
- ○宮崎専門委員 宮崎です。よろしいでしょうか。
- ○事務局 宮崎先生、お願いします。
- ○宮崎専門委員 御説明ありがとうございます。資料のA-2の通し番号でいきますと8 0分の44頁のところで、ソフトウエアの要件として、(1)、3ポツ、16ポツ、4の(1)のアですね、導入するソフトウエアのメニューやマニュアルは日本語版として、日本語版 がないもしくは日本語版の動作が不安定である場合は日本語版以外も可すると。ただし、 その場合は日本語の簡易操作マニュアルを提供することと記載されてございます。他方で、 80分の58頁なんですけれども、別紙3のシステム機能要件のところで、1ポツ、共通 機能のポツ2つ目で、日本語の入出力、画面表示、印刷等、日本語の処理が適切に行える ことと書いていまして、片方は日本語じゃなくてもいいと、片方は日本語であることと書 いてあるように思えるんですが、ちょっとここの整合が必要かなということと、御質問し たいのは、海外ソフトウエアを導入することを想定されている場合に、日本におけるソフ トウエアの取扱代理店とかベンダーに対して、日本語化のカスタマイズについてある程度 確認はされているのかということです。この仕様でいくと、最悪の場合、海外の標準的な ものを優先して、日本語ではない操作環境になることもよしとしているのか否かというの がちょっと読み取れなかったものですから、この点を御説明お願いできればと思います。 ○村上主任海洋情報編集官 委員御指摘の「仕様書の中でちょっと矛盾しているんじゃな いか」という御指摘につきましては、中身を精査いたしまして、必要があれば書き換えを させていただきたいと思います。

それから、2番目の点につきましては、海外のソフトウエアを持ってまいります代理店のほうはその対応するというふうに話をしているところでございまして、3番目に御指摘ございました点につきましては、競争性を確保するためにはメニュー周りが英語になっても仕方がないと考えているところでございます。

- ○宮崎専門委員 分かりました。承知しました。ありがとうございます。
- ○事務局 ほかにいかがでしょうか。

小尾先生、お願いします。

○小尾専門委員 御説明ありがとうございます。先ほどからいろいろコメントとか意見が出ているデータベースとの分離という部分についてなんですが、今ずっとお話聞いていると、結局のところ、今回の海図システムを取ったところでないとデータベースの移行作業はできないというようなお話のように聞こえていて、本来であれば、データベースと海図システムは疎の結合というふうにしておかないと、つまり、競争入札を両方がやると言っているのであれば、海図システムを競争入札で落としたところ以外がデータベースの移行作業ができるような環境を整えておかないと分離調達をする意味がないというふうに思うのですが、今のお話ですと、海図システムを入れたところしか結局移行作業ができないというふうに聞こえるんですね。そうすると、何となく海図システムの競争性を発揮する、今回ここの部分が加わっているので、ここを複数応札にしたいからデータベースを分けましたというふうにしかちょっと聞こえないですが、ちょっとそこの部分、本当に素なのか。だから、例えば、今回外国産、外国製のソフトを入れたとして、データベース移行のほうは、今までやっていた既存業者が入れる余地がそもそもあるのかということについてはいかがお考えなんでしょうか。

○村上主任海洋情報編集官 その点につきましては、はっきり申し上げますと、そこで国内メーカーが参入できるかどうかというのは現時点ではよく分かっていないところもございます。といいますのは、海外製品の、どこの部分が情報公開をできるかというのはまさに今ちょっと交渉しているというところもございます。

一方、今回のデータベース構築につきましては、当然国際調達を想定しておりますので、 海外メーカーからの参入という点につきましてはあり得るのではないかというふうに考え ているところではございます。

- ○小尾専門委員 そうすると、例えば、海外メーカーが複数入ってくる可能性があるという、そういうお考えですか。
- ○村上主任海洋情報編集官 それを期待しているところです。
- ○大山専門委員 今のお話で、僕はそこの点は一定程度の方向性は出ているのかなと理解 していたんですけれども、というのは、既存のシステムの中に入っている各種のデータは、 標準的なタグをこれからつけていく、コードをつけていくにしても、それは多分既存のメ

ーカーがおやりになるんだろうなと。そこをお手伝いしていただかないと分からないことがあるんだろう。

一方、次に新しいデータベースのソフトは何らかの形で来るにしても、そのデータベースは入出力の口を持っているというふうに僕は理解していたんですね。入出力の口を持っていれば、違うベンダーになったときには、今のシステムからデータを抜き出すのは、既存ベンダーが、次のものを入れるのは新しい方がというふうな組合せになるかな。一方、その同じところがやれば一気通貫でやるので、ひょっとするとそっちのほうが値段的には下がっちゃうかもしれませんけれども、ただ、その差はそれほど大きくはならないだろう、作業量からだけ見れば、管理個数とか、そっちからちょっと差が出てくるかもしれないけれどもというふうに理解していたんですが、違っていたのかしら。もしそうでないとすると、ちょっと話が大分違っちゃうんだけれども。

○村上主任海洋情報編集官 いえ、すみません、私の説明が言葉足らずだったんですけれども、基本的には先ほど委員の御指摘があったことを想定しているんですけれども、DB 周りについてほかのメーカーの参入を想定していると申し上げましたのは、海外で、この海外のソフトウエアの納入実績というのは複数の国に、入っているというところがありますので、そのような経験を持つ海外メーカーの参入を期待していることもあり得るかなと考えているという点ございました。

○小尾専門委員 ちょっと心配しているのは、結局のところ、この海図システムの部分については、確かに分割し、競争性が発揮されて、値段が下がったからといっても、データベースの構築のところ、例えば、あるところしかできないというふうになると、結局競争性は発揮できなくなって、そこの費用が膨大になるという可能性も否定はできない。さらには、今後1回データベースを入れてしまったからといって、次の調達のときにはもう入るところがない、今度新しく取ったところ以外が参入できないというような可能性が出てきてしまうということで、ゆくゆくはコストがどんどん増えていってしまうということをちょっと危惧しています。

ですから、データベースとその海図ソフトというのは完全に疎というふうになっていないのであれば、分離調達をせずに、これは一括調達でやはり海図システム全体としてどうなのかということで競争性を見てもらうしかないというふうに考えるんですが、そこは何か見通しというか、そもそもトータル費用すごい上がるんですよというような話だとすると、少し、今の方向でいいのかという判断にちょっと悩むところなんですが、いかがでし

ようか。

○村上主任海洋情報編集官 先ほど申し上げたとおり、今回もコストが上がるという点に つきましては致し方がないというふうに考えておりまして、データベース、次の更新時に つきましては、基本的には1回これを構築しておけば次の足かせにはならないというとこ ろ、それはそれぞれのソフトウエアメーカー、今2社とお話させていただいておりますけ れども、そちら側からも聞いているところでございますので、その心配はないのではない かというふうに考えているところでございます。

○小尾専門委員 既存ベンダーも、例えば、今回新しくデータベースを構築したときに、 そこのインターフェースは知り得る余地があるんでしょうか。先ほどだと、いわゆる海外 メーカーがもし入ってきたとすると、そのデータベースとの間のインターフェースは開示 できるかどうか分からないみたいなお話をされていたと思うんですが、そこが開示されな いと、例えば、今現行の国内のメーカーが次応札しようとしたときに、仕様が分からなく て作れないということにならないかというのがちょっと心配なんですが、そこはいかがな んでしょう。

○村上主任海洋情報編集官 今回データベースの、データ構造の主たるところは国際基準にのっとったオープンになっている形というふうに申し上げさせていただきました。中に格納されているデータ自体は基本的にオープン、国際基準のっとった形で入っておりますので、もし次の更新時にメーカーが変わるということになりますと、今新しく構築しましたデータベースからエクスポートしまして、エクスポートしたデータの中身については一般的な国際基準にのっとっているデータ構造、データのタグですとか、属性値で出てまいりますので、それを新しいデータベースに移行することについてはそれほどコストはかからないと思っています。今のデータを、そのファイル単位のデータをデータベースに入れ込むという作業につきましては、各ファイルから必要なものを出して、それをほかのファイルの情報とくっつけまして、そのような処理をした上でデータをデータベースの中に入れなきゃいけないということがありますので、今回は非常にかかる。でも、次からは、1回構築してしまえば、その点がコスト的にも内容的にも足かせになるものではないというふうに考えているところです。

○小尾専門委員 分かりました。もしそうだとすれば、既存ベンダーが持っているデータをいわゆる国際標準的なデータに変換をするという部分について、それは既存ベンダーしかできないので、そこは随契なり何なりでやるということをして、標準データを出した後、

そのデータを使ってシステムを構築させるということについて、一括で競争したほうがいいんじゃないかというふうに考えるんですが、そこの部分はいかがでしょうか。つまり、今のデータを移行するということについては既存ベンダーの協力がないと絶対できないわけですし、そこについて、誰も手を挙げなかったらどうするのというのを、例えば、既存ベンダーの協力が得られなかったときにどうするのかということについてはリスクがあるように感じました。

したがって、ワンクッション置く、既存ベンダーが国際標準的なデータに変換するというところを随契なり何なりでやって、その後はもう完全に競争性を発揮させるというふうな形にはできないですかね。ちょっと時間的な問題もあるから難しいのかもしれないんですけれども、そういう検討はなされたのでしょうか。既存ベンダーがちゃんとそういうことをやりますというのが、確約が取れていればそれはそれでまだいいんですが、そこはいかがでしょう。

- ○村上主任海洋情報編集官 すみません、途中がちょっと大事なところでまた音声が途切れていたんですけれども、最後の部分は聞こえておりまして、既存ベンダーにつきましては、その移行についての協力は確約をいただいているところでございます。
- ○小尾専門委員 分かりました。それであれば少しは安心しました。
- ○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
- ○井熊主査 いいですか。
- ○事務局 井熊主査、お願いします。
- ○井熊主査 細かいところ含めて、先生方に御指摘いただいたんですが、私は総合評価のとこで1点だけ、総合評価のところで、特に加点のところとかで、具体的かつ妥当性のある記載という表現の仕方をされているんですが、具体的な記載というのはよく分かるんですが、妥当性のある記載というのは一体何をもって妥当性があるかというのはちょっと分かりにくいんで、これ項目ごとにもう少しどういうことを記載すれば点数が上がるのかということが分かるような記載にしたほうがいいかなと思います。
- ○村上主任海洋情報編集官 御指摘ありがとうございます。私ども、妥当性という部分に つきましては、仕様書の記述との適合性について、それに対してどのような答えが出てき たかという観点から見させていただこうというふうに考えていたところでありますが、そこはもう少し記述を具体的に書く必要があるというところがございましたらちょっと見直 しをさせていただければと思っております。

- ○井熊主査 だとすれば、仕様書の内容について、内容に整合したり、具体的に記述されているでいいんじゃないですかね。何か妥当性と言うと、何かこう、ほかの観点があるように見えてしまうような感じがしますね。
- ○村上主任海洋情報編集官 御指摘ありがとうございます。いただきました御意見を踏ま えた上で修正をさせていただければと思います。ありがとうございます。
- ○事務局 ほかにいかがでしょうか。

井熊主査、お願いいたします。

- ○井熊主査 データベースとの接続性の問題とかに関しましては大山先生と小尾先生のほうからかなりいろいろ御意見いただきましたが、ここはどうしましょうか。もう1回そこのところが分かるような記述を考えていただいて、それを確認してからというふうにしますか。それとも、もう今のやり取りで、これでオーケーとされますか。大山先生、小尾先生、いかがでしょう。
- ○小尾専門委員 記述自体はいいと思いますが、説明会とか、いろいろそういうところで、 考え方ですよね、データベースと今の調達システムの間の考え方とか、移行についての考 え方はちゃんと説明をしていただくということでいかがでしょう。
- ○井熊主査 大山先生、よろしいですか。
- ○大山専門委員 結構ですよ。
- ○井熊主査 分かりました。それでは、ほかのところは、宮崎先生からのコメントとか、 今私の指摘したところを考えていただくということでよろしいのかなというふうに思いま すので、本実施要項につきましては本日をもって小委員会で審議が終了したものとして、 今後の実施要項の取扱いや監理委員会の報告資料作成については私に一任させていただき たいと思いますが、よろしいでしょうか。先生方、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○井熊主査 じゃあ、そうしたいというふうに思います。

先ほど、今御指摘ありました点につきましては、ぜひ応札者の方々に分かるように現場 説明会等で御説明いただければなというふうに思います。どうもありがとうございました。 ○村上主任海洋情報編集官 ありがとうございました。

(海上保安庁退室)

○事務局 続きまして、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所電子計算機システムー式について、事務局より御説明したいと思います。

○事務局 引き続き事務局から説明致します。

資料2「1 事業概要」ですが、1期目の事業の実施期間は平成28年12月1日から 令和2年11月30日までとなっています。

昨年11月に実施された事業評価審議によって、競争性の確保において課題が認められたため、引き続き民間競争入札を実施することとなり、次回の事業の開始時期は令和3年12月から開始が予定されておりました。その間1年間は現行の契約とは別途に契約を行い、現行システムを1年間継続して運用する予定でございました。

しかし、次期事業開始時期を延期したいということで、次期事業の開始時期を1年程度延期し、2期目の事業については令和4年12月から開始したいとされています。その理由につきまして、「(1)検討課題の増大」ですが、「クラウド・バイ・デフォルト原則」に基づいて、SaaSを活用したクラウド化に向けて検討を進めてきたところですが、全てのIT基盤をクラウドに移行させた場合、想定していた予算を大幅に上回るため、どのIT基盤を移行させないのか、経費と相談しながら検討していく必要が生じました。また、セキュリティ対策の拡充が必要となったこと、業務の利便性を考慮してシングルサインオンを導入することを検討することとしたことにより、検討すべき課題が増大してきました。こうした課題の解決に向けては、情報収集を行っているところですが、事業者がテレワークを推進していることなどにより、情報収集・検討に時間を要する状況となっています。

また、新型コロナウイルス感染防止策のために、研究所の事業の実施形態も検討中であることから、事業の実施形態を考慮した情報システムの構築やテレワーク環境の導入についても検討の時間を確保したい状況となっています。

また、「(2)予算的な課題」として、このような検討課題の増大に対応するために当初 見込んでいた額より多額の予算が必要となりました。令和3年度予算において、こうした 予算を捻出することは現状では困難であるので、より安いものにできないか詳細に検討す る期間を確保する等、予算的な課題が出てきております。

したがいまして、次期事業までの方針ですけれども、1期目の事業終了から別途現行事業者と随意契約を結び、現行のシステムを2年間継続して運用することを考えております。今後のスケジュールとしましては、令和3年6月、入札監理小委員会にて次期事業の実施要項(案)を御審議いただき、その後パブリックコメント、本委員会へかけ、令和3年11月に入札公告、令和4年1月に落札者決定・契約、令和4年12月から2期目の市場化テストの事業を開始したいと考えております。

以上になります。

○事務局 ただいま事務局より御説明いたしましたが、御質問等ございましたら御発言を お願いいたします。

小尾先生、お願いいたします。

- ○小尾専門委員 もともと1年間の契約延長はしようということだったわけですか。
- ○事務局 そうです。
- ○小尾専門委員 そういうことですね。だから、それをさらに1年延ばして、2年にする ということですよね。
- ○事務局 そういうことです。
- ○小尾専門委員 わかりました。これ今の本当にぎりぎりの時期になって出てきたというのは、もっと早く出してもいいような気がするんですけれども、時期的にこの時期になっちゃったというのは何か理由あるんですか。

もともと11月30日で切れる話で、1年間延長もしなきゃいけなかったような状況になっているタイミングだと思うんですけれども、そこでさらに2年間延長しますみたいな話になっているわけですけれども、11月30日に切れるということが分かったらもうちょっと早く出してきていい話じゃないかなと思うんですけれども、何でこのタイミングになっちゃったんですか。

- ○事務局 長らく検討していたようですが、新しくコロナの影響なども出てきて、大きく 事業形態が、特に研修などは今まで宿泊型で行っていたのですけれども、そういう形態で 実施することもできなくなり、オンラインによる研修やテレワークを本格的に導入したい という事情も出てきました。そういった事情と併せて、次期システムのどれをクラウド化 するのかなどについて考えておりましたところ、このタイミングとなりました。
- ○小尾専門委員 分かりました。
- ○事務局 ほかにいかがでしょうか。

関野先生、お願いします。

○関野副主査 先ほどと同じなんですけれども、何でクラウド化絶対しなきゃいけないものなのかと、高いお金をかけてと言いますけれども、普通は違うと思いますけれども、方針がよく分からないなということと、あと、2年間現行システムを延長するということですけれども、セキュリティは大丈夫なんですか。セキュリティを強化すると言っておきながら、強化しないで2年間過ぎるという解釈ですよね。そこが本当にそれでいいのかとい

うところを、確認というか、危惧されますけれども。

○事務局 絶対クラウド化ということを考えているわけではなく、昨年の事業評価審議の前に、せっかく 2 期目も実施するのならオンプレミスからクラウド化ということも検討してはどうかというような話があり、検討し始めているという段階なのですけれども、このクラスの人数ですと、クラウド化すると金額が高くなるという話もありますので、金額の兼ね合い等も考えてどうするか検討しているので、クラウド化がマストというわけではないです。

セキュリティ対策については引き続き検討していると思います。

- ○関野副主査 分かりました。ありがとうございました。
- ○事務局 ほかにいかがでしょうか。

井熊主査、お願いいたします。

- ○井熊主査 これ先生方が質問されているように、何となく何でかなと思うところがあって、もう延長させてほしいと言っているんで、今予定どおりやれということは実質的に不可能な状態なわけですよね。
- ○事務局 はい。
- ○井熊主査 ですから、やはり延長はせざるを得ないというか、せざるを得ないんですけど、今日あったようなところをもう少し説明してもらったような内容にしてもらったほうがいいんじゃないかなと思うんですよね。まず、もう少しクラウドに決まったわけじゃないと言うけれども、これクラウドにすると書いてあるし、クラウド化ということが書いてあるわけだから、やはりそういうところの方針にもっと時間がかかるとか、あと、事前打合せであったように、やはり検討体制が十分でなくて時間がかかるとか、何かやはり仕方がないなと思う理由のところを、もうちょっと内容を考えていただいたほうが私はいいんじゃないかなと思うんです。延長は延長でしようがないと思うんですけれども、やはり今日出たようなところを踏まえて、もう少し追記とか、そういう対応をして、本日の指摘を受けた点を変えてもらったほうが、私はいいと思うんですが、先生方はいかがでしょうか。○宮崎専門委員 そう思います。
- ○井熊主査 その辺を工夫していただければなというふうに思います。その上で委員の先生方に確認をしていただくということでよろしいんではないかなと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

- ○井熊主査 じゃあ、そういう方法でよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。
- ○事務局 ありがとうございました。

(農林水産省・国土交通省入室)

- ○事務局 続きまして、現場技術業務の実施要項(案)について、農林水産省農林振興局 整備部設計課施工企画調査室、志村室長より御説明をお願いしたいと思います。
- ○志村室長 ただいま御紹介いただきました農林水産省の志村でございます。本日はどう ぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、現場技術業務の概要、また、入札実施要項について御説明を申し上げます。

資料は資料のC-3を用いまして、現場技術業務の業務内容について、まず御説明を申 し上げます。

現場技術業務につきましては、農林水産省と沖縄総合事務局で行っております国営土地 改良事業、これは農地の整備やかんがい用の用水路等の整備を行うものですけれども、そ の事業における工事の設計監督、関係機関との協議、また、事業実施に関する補助的な作 業を行う業務でございます。その下に表で業務分野と業務内容を整理させていただいてお りますけれども、設計に関する業務、関係機関との協議を事前に行いまして、事業実施に 関する積算参考資料、入札契約に関する事務資料などの作成に至るまでの業務を対象に、 通常監督職員が実施するべき作業の補助を行っていただくものでございます。

また、その下に発注者支援業務、監督支援業務とありますが、こちら北海道開発局が行うものでございます。こちらも基本的には類似の内容になっておりますが、請負工事の契約履行に必要な資料作成や施工状況の照合、関係機関との協議、また、検査への臨場等を行うという内容になってございます。右側に写真イメージございますので、そちらを御参照いただければと思います。

続きまして、入札実施要項の御説明をさせていただきます。特に今回こちらの実施要項 を作成するに当たって、従来のやり方から改定した点などをかいつまんで御説明させてい ただきます。

資料のC-2を御覧いただきまして、現場技術業務のほうから御説明申し上げます。まず117分の10ページを御覧いただければと思います。

こちらには前ページから書いております、実施期間に関する事項を記載させていただい

ておりまして、今回本業務の実施期間を2か年の複数年度契約ないしは3か年の複数年度 契約ということで設定しております。従来単年度で実施していたものを、ある程度まとめ、 継続性を担保して、効率的に実施できるような期間の設定を行うという趣旨でございます。 また、その下に3の入札参加資格に関する事項でございます。それの3-1の(4)を 御覧いただきたいと思います。

こちらに地方農政局、これは農林水産省の出先機関でございますけれども、そこが発注する測量・設計コンサルタントの契約に係る令和3・4年度一般競争参加資格が付与されておりますけれども、こちらの定期受付において申請を行って受理され、A等級またはB等級の確認を受けているものであるということで資格を定めております。今まではA等級に限定しておりましたけれども、こちらにB等級を加えまして、より参加者を拡大するということで設定したものでございます。

続きまして、次のページ、117分の12ページを御覧ください。

3-4で配置予定の技術者の資格要件を設定しております。こちら予定管理技術者と、13ページにわたりましては、現場技術員の2者の資格を設定しておりますけれども、こちらは、例えば、予定管理技術者のほうで申し上げますと、資格を有するまたはこれと同等の能力と経験を有する技術者ということで、117分の13ページの上のほうに技術士などの資格を定めておりますが、それと併せて同等のものということで、大学卒13年以上の相当の能力と経験を有する者と定めておりまして、ある程度の技術者であれば参加がいただけるような要件の設定という形にさせていただいております。

続きまして、117分の16ページを御覧ください。

こちら、項目として工の項目になっておりますけども、ワーク・ライフ・バランス等の 推進に関する指標についての適合状況ということで設定させていただいています。これは 今までにない項目として新たに追加したものでございまして、女性活躍推進法や次世代法、 若者雇用促進法です、こちらに認定されているような企業ということで、こういった企業 をより高く評価する基準として新たに追加したものでございます。

続きまして、117分の19ページを御覧ください。

(16)でございますけれども、入札の実施手続及びスケジュールということで、こちら公告から4)の入札書及び技術提案書の提出期限、こちらの期間を最低30日確保されるように設定しておりますが、従来20日程度であったところを10日程度延ばした形で、十分に技術提案書等の作成期間を設けているというものでございます。

続きまして、117分の23ページを御覧いただきますと、(6)に技術提案書の評価基準を設けております。こちら企業の技術力や予定管理技術者の技術力を評価するものでございますけれども、こちらに示しているものにつきましては、評価の着目点といたしまして、2)の2つ目のポツに予定管理技術者の業務実績を求めることとしておりますけれども、こちらについては当該部門で過去10年間に500万円以上の業務実績を有する者を求めておりますけれども、こちらは該当すれば、より高い評価になるということで、間口を狭めているものではございません。そういった形で設定させていただいております。

最後に、117分の56ページのところに、別紙2の5として技術提案書の評価基準の様式を示しています。こちらの評価基準を用いまして、各入札参加者の評価をさせていただきまして、先ほど申し上げましたワーク・ライフ・バランスの推進については0.5点、また、次のページにあります資格要件のところで、技術者資格として、技術士などの者については4点といったように、加点評価の形を採用しております。

以上、こちら現場技術業務の入札実施要項でございました。

○阪元課長補佐 引き続き国土交通省北海道開発局の阪元から、発注者支援業務、(監督支援業務)の民間競争入札実施要項について御説明します。

国土交通省北海道開発局では、平成22年度から国営土地改良事業における工事監督支援業務について、国土交通省が行っている市場化テストの内容に準じて取り組んできましたが、今回初めて国営土地改良事業等における、監督支援業務について、市場化テストに移行することで御説明します。

資料については、まず117分の68ページから御説明します。

2ポツ目にある実施期間に関する事項、こちらもともと、開発局の国営土地改良事業等においては市場化テストに準じた形で単年度の業務について進めてきたところですが、今回初めて2か年または3か年に渡る複数年度契約について行います。

次に、3ポツ目以降の入札参加資格に関する事項について、3-1にある単体企業における条件については、(1)から(7)の内容を満たす者が参加できることになっています。

次に、117分の70ページを見ていただきます。

真ん中から下にある3-3の(3)業務実施体制に関する要件については、北海道開発 局管内に業務拠点に予定管理技術者が恒常的に常駐し、業務を行うという条件を設けてい ます。

また、(4)の業務実績に関する要件については、平成18年度以降に完了、過去15年

間の間で1件以上下記の実績を有する者ということで、具体的には、国、地方公共団体等が発注した発注者支援業務などについての実績を要する者を参加要件としています。

次に、117分の72ページを御覧いただきます。

3-4の(1)番、予定管理技術者の資格等については、以下の技術士、農業土木技術管理者、RCCM等の資格を持っている者を条件としています。また、その予定管理技術者に必要とされる同種または類似実績の要件として、下の(2)以降につけています。同種条件は、国、都道府県等が発注した土木工事に関する発注者支援業務、国営土地改良事業等で発注した農業土木設計における構想、基本設計等を同種業務としての条件としていますが、今回市場化テストを行うに当たり、類似業務の要件を緩和しています。具体的には、下の黄色の線、黄色で書かれている部分について、今回都道府県営土地改良事業等で発注した農業土木設計における構想・基本・実施設計業務について、類似業務としてカウントできるように緩和しています。

次に、117分の74ページを見ていただきます。

3-5の配置予定技術者の資格については、管理技術者と同様の技術士、農業土木技術管理士、RCCMにプラスして、それ以外に、一番下のほうにあります国営土地改良事業関係の行政経験10年以上を有する者について、予定管理技術者の資格としています。

次に、117分の76ページを見ていただきまして、入札実施の手続のスケジュールはページにあるとおりです。

次に、117分の78ページですが、先ほど現場技術業務のほうでも御説明した、総合評価の項目について、その加点、評価のウエート等を記した資料をこちらに載せています。 技術者資格について、技術士等については5点、RCCM等については3点という加点要素となっていまして、以下同様に資格等により評価項目に優劣をつけていますが、これはあくまでも総合評価の中の優劣の順位であり、入札参加を制限するような評価となっていません。

以上で私の説明を終わります。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問、御意見 のある委員の方は御発言をお願いいたします。

関野先生、お願いします。

○関野副主査 御説明ありがとうございました。資料C-4の説明がなかったのでお聞き

しますが、例えばC-4だと、現場技術業務のほうですけれども、この場合、この表の令和2年の38社と赤枠で書いてあるのは、上記以外の応札者ということですけれども、どういう意味なのかちょっと分からないのですが、1者応札が続いているから競争入札にかけているわけで、38社というのは何ですかね。多分いろいろな場所があったので、足したら38社になったと読むのでしょうか。

○志村室長 ただいまの御質問につきましてお答え申し上げます。

事業実施者、こちら発注を単年度形式で129件行った結果、特定されたのが129社ですけれども、それ以外に参加した者が38社いまして、こちらは落札できなかった者として、入札に参加した者が129社以外に38社いたという形でございます。

- ○関野副主査 分かりました。ということは、1者だけが入札をかけたわけではないということですよね。競争性は今まではあったという解釈でよろしいですね。
- ○井熊主査 これ129件あって、2社応札になったのは多くても38件しかないという ことではないのでしょうか。
- ○志村室長 その下に1者応札は99件、複数者が30件という形で記載させていただい ております。
- ○関野副主査 今度土地改良のほうですけれども、事業実施者が6者ということは、ちょっと、これも1者応札と読むんですか。56者説明会に来て、6者実施したというのはどういう意味でしょうか。
- ○阪元課長補佐 こちらについては、説明会に56者来ていますが、この30件の業務に対して契約者が6者となっています。こちらについては全て1者応札となっています。
- ○関野副主査 意味が分かりました。なるほど。この表でいくと、一番下のところで、入 札不参加に対するヒアリングとか内容が書いてあると、何で入札しなかったのかが分かる のですけれども、ここは今まで何のヒアリングもしなかったという解釈でしょうか。
- ○志村室長 1者応札になりました場合に、私どもとして、例えば、ホームページ、入札 システムのほうに公告資料などが掲載されますけれども、それをダウンロードした社など が複数者いる場合が多ございますけれども、そういった者に対してアンケート調査を実施 しております。その結果、手持ちの技術者が、管理技術者や技術員が確保できないという ことで見送ったというような意見が多く寄せられております。
- ○関野副主査 ということは、ちょっと資格を緩和したり、みなすという項目をつけたので、その阻害要因といいますか、少しは改善される見込みだという解釈でよろしいのでし

ようか。

- ○志村室長 そういった形で、より参加していただけるような条件を整えたということと、 今回は今までになかった、2か年もしくは3か年国債による業務発注ということで、ある 程度安定的に実施いただける、また、期間が確保できるため、そういう意味では応札意欲 が高まるのではないかというふうに考えております。
- ○関野副主査 分かりました。あと、117分の48に調査資料というのが出ていますが、 調査のための資料で、全て提出しなさいと書いてありますが、これは入札後、応札した会 社に、企業に対して出していただくというふうにはできないですか。入札の段階で全て名 前まで、氏名まで記載しなければならない、提出しなきゃならないものでしょうか。
- ○志村室長 こちらの調査資料につきましては、あくまでも低入札を行った者に対する特別な調査を行うための資料でございまして、低入札が行われなければこの調査については行われないということになります。
- ○関野副主査 分かりました。ブラック企業でないという確認をとりたいということです ね。
- ○志村室長 業務の品質が確保されるかどうかを確認していくということになります。
- ○関野副主査 分かりました。ありがとうございます。
- ○事務局 ほかにいかがでしょうか。
- ○宮崎専門委員 宮崎です、よろしいでしょうか。
- ○事務局 宮崎先生、お願いします。
- ○宮崎専門委員 1点目の現場技術業務のほうですが、まず、通し番号が117分の21に、総合評価方式としまして、価格点と技術点の算定方法という記述がございますが、(2)の2)で、価格点の配分点は別途通知するとだけ書いてあって、価格点が何点なのかはちょっと読み取れないのでお教えいただければと。併せて、117分の56、57に技術点の具体的な記載点数表がございまして、こちらですと技術点は23.5と20点というものなのかなと思っておりますので、こちらは分かります。結局価格点と技術点の配点割合が何対何なのかというのをお教えいただければというのが1点です。

もう1点が、この117分の57を見ますと、技術点の大半が過去10年間の業務実績とか成績になっていまして、しかも、国営の農業農村整備事業のみで実績を点数づけするとなっていまして、1者入札が続いているという観点なども踏まえると、もう少し幅広に、後半に出てきた国土交通省の業務と対比しますと、例えば、地方公共団体における土地改

良事業の実績も評価に入れるとか、もう少し幅広く評価をくみ取るようにしないと、新規 参入が期待できないのかなという点が気になりますので、2点目は検討いただければと、 1点目はお教えいただければと思います。

以上です。

○志村室長 まず、117分の21ページのこの価格点の配分ですけれども、こちらにつきましては、それぞれの入札の際に作成する入札説明書に記載をしております。

こちら業務の内容に応じまして、1対1ないしは1対2を採用するという形にしております。通常この現場技術業務につきましては、いわゆる当方の補助作業ということで、難易度が高くないということから、1対1を採用する業務が多くなっておりますが、高度な場合は1対2を選択するという形で実施しております。

こちらが、117分の57の点でございます。こちらの過去の業務実績、実務経験では、 過去10か年の当該業務分の業務成績、実務経験は国営以外の農業農村整備事業も含むと いうふうにしておりまして、都道府県営事業などでも経験した方については、記載してい ただけることになっております。

その下の業務成績については、これは業務成績が確実に把握できる国営の農業農村整備 事業の成績点を対象としていることになっておりますけれども、御指摘いただきました都 道府県事業などで成績が出ているもの、出てないものと、その辺が平等に評価できるのか どうかにつきましては検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

- ○宮崎専門委員 承知しました。よろしくお願いします。
- ○事務局 ほかにいかがでしょうか。

井熊主査、お願いします。

○井熊主査 まず、現場技術業務に係る契約業務というのも、毎回毎回1者応札の割合が 顕著に増えているという状況がありますし、それから、あと、土地改良のほうはもう全て が1者応札であると。こちらだと、先ほどアンケートを行ったということで、技術者不足 というところが背景にあるとすれば、それは今はもう動かしがたい現状なんだということ を踏まえて、もっと画期的な条件の緩和をしないとこの状況は改善できないなと私は思い ます。

例えば、技術者が絶対的に不足していて、それで、複数応札するためにはどうしたらいいかというと、これは限られた技術者はある程度の数の工事を兼務しない限りできないわ

けですよね。それも、昔みたいに、技術者がたくさんいる時代じゃもうないですよね。その意味で、例えば、手持ちの作業量を官側が管理したりとか、あるいは、仕様書でもってこれだけの技術資格を持ちなさいと言いながら、総合評価でまた優劣評価をするとかいうようなことというのはもう緩和していかざるを得ないんじゃないかなと思うんですよね。もう時代がそうなっちゃっているのはどうにもならないというところがあるので、ぜひ、まず今回の入札についてはどこまで緩和できるのかということを、技術者の実態というのを真正面から捉えて、どこまでできるのかというのを御検討いただきたいなと思うのと、両方の資料、両案件とも、資料4で、ヒアリングのところがブランクになっているんですけれども、この辺のこの現状というのをいかにきちんと把握して対策するかというのはすごく重要だと思うので、今後におきましては、ぜひヒアリング等で現場の状況をしっかり把握するということを進めていただきたいなと思います。

以上です。

○志村室長 ありがとうございました。御指摘のとおり技術者不足への対応というところが非常に大きな課題だというふうに思っております。現場技術業務につきましては、いわゆる管理技術者については他の業務との兼務も可能でございます。そういう意味では、幾つかの業務を兼務していただきながら何とか参加していただいているという状況でございますが、実際の現場に配置される技術員のほうは、やはりほぼ専属の形で実施しておりますので、そういったレベルの実務をやられる技術員の方々が、やはりどういった形で確保できる、参加していただけるのかという点について、今ほどご指摘のあった兼務の推進というような方法だとか、いろいろと考えていかなければいけないというふうに思いますので、アドバイスにつきましてはぜひ検討させていただきたいと思います。

また、入札参加、不参加に対するヒアリング状況及び結果については、今年度のこの市場化テストの結果を受けましてしっかりと分析して、今後の改善にぜひ活かしていきたいと思います。ありがとうございました。

- ○阪元課長補佐 私のほうからもよろしいですか。
- ○事務局 よろしくお願いいたします。
- ○阪元課長補佐 監督支援業務についてですが、これまで開発局でも、現場で作業される 担当技術者の方の作業負担を少しでも軽減するということで、また職員の作業負担の軽減 にもつながる内容として、現場における段階確認の頻度について半分に見直すなど行って きました。また、今年度から、農林水産省の指導により、段階確認の際に現場に行かずと

も済むように、遠隔臨場、ウェアラブルカメラを用いて、往復の行き来、往復の交通時間 を減らすような取組を進めていることから、今後も現場の方々にも話を聞いた上で、担当 技術者の負担軽減になるようなことを考えていきたいと思います。

以上です。

- ○事務局 ほかにいかがでしょうか。
- ○加藤専門委員 理科大の加藤です。
- ○事務局 よろしくお願いします。
- ○加藤専門委員 今のその御意見に関連してお伺いしたいのが、細かいこの発注の単位を理解できていないんですけれども、今回契約の年数を複数年に広げたというところで1つ緩和していると思うのですが、出す件数自体を、場合によっては統合して出すとかというようなことはあり得るような発注の単位なのか、そうじゃないのかというのがそもそも分からないので、適切な質問かどうか分からないんですけれども、条件の緩和とか、技術者を不足させるというのは、ある程度広域なエリアで担当させるというのは、例えば、維持管理の話とかで言うと、進めつつあるような話でもあるのだと思うんですけれども、ここで出している業務というのはそういうのはなかなか難しいような業務なのか、ここも将来において検討する余地があるのかというところについて、教えていただければと思います。お願いします。
- ○志村室長 ありがとうございます。まさしく、いわゆる発注ロットの拡大ということでは、私どもできるだけ拡大する方向で取り組んでございます。今回の現場技術業務の単位ですけれども、例えば、1つの工事を実施するための事前の積算資料の作成や、発注後の監督業務というように、1つの工事に対して1つの業務という対応をしていたんですけれども、現在では複数工事を担当していただくとか、また、今回は国債で現場技術業務を行う形になりますので、複数の工事を路線単位で担当していただくとか、御指摘のとおり、ある程度担当する部分を広げていくという形で、入札参加へのインセンティブが働くものにしていきたいと考えております。
- ○加藤専門委員 なるほど、だから、令和3年度で予定しているのは、さらにそういった 面も拡大を考えて取り組まれようとされているという理解でいいですか。
- ○志村室長 そのとおりでございます。
- ○加藤専門委員 ありがとうございます。
- ○事務局 ほかによろしいでしょうか。

井熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 それでは、幾つかの御指摘が出ましたので、1回両省のほうで持ち帰って検討していただいた上で、それを事務局のほうで確認をして進めたいと思います。その上で、議論、この小委員会での審議は今回で終了ということで、その検討結果を事務局のほうにお伝えをいただいて、必要であれば修正を行っていただいて、実施に向けて動いていただき、監理委員会にも報告していただければと思いますが、先生方いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○井熊主査 緩和の問題とかいうようなことについて、事務局のほうに検討結果を御報告 いただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(農林水産省、国土交通省退室)

— 了 —